

東京都台東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(標識の様式) 第3条 条例第6条第1項に規定する標識(以下「標識」という。)の様式は、第1号様式による。</p>	<p>(標識の様式) 第3条 条例第6条第1項に規定する標識(以下「標識」という。)の様式は、<b>別記</b>第1号様式による。</p>
<p>(標識の設置期間) 第5条 (略) 2及び3 (略) <b>4 特定中高層建築物に対する前3項の規定の適用については、第1項中「60日前」とあるのは「90日前」と、第2項中「30日前」とあるのは「60日前」と、第3項中「15日前」とあるのは「45日前」とする。</b></p>	<p>(標識の設置期間) 第5条 (略) 2及び3 (略) (新設)</p>
<p>(標識の設置届) 第7条 建築主は、条例第6条第2項に規定する届出をしようとするときは、第2号様式により標識を設置した日から起算して7日以内に区長に届け出なければならない。 2 (略)</p>	<p>(標識の設置届) 第7条 建築主は、条例第6条第2項に規定する届出をしようとするときは、<b>別記</b>第2号様式により標識を設置した日から起算して7日以内に区長に届け出なければならない。 2 (略)</p>
<p>(誓約書の提出) 第8条 条例第7条に<b>規定する誓約書</b>は、第3号様式により前条第1項の届出の際に提出しなければならない。</p>	<p>(誓約書の提出) 第8条 条例第7条に<b>規定する届出</b>は、<b>別記</b>第3号様式により前条第1項の届出の際に提出しなければならない。</p>
<p>(標識の記載事項の変更) 第9条 (略) 2 建築主は、前項の規定により標識の記載事項を訂正したときは、第2号様式により速やかに区長に届け出なければならない。</p>	<p>(標識の記載事項の変更) 第9条 (略) 2 建築主は、前項の規定により標識の記載事項を訂正したときは、<b>別記</b>第2号様式により速やかに区長に届け出なければならない。</p>
<p>(標識の撤去) 第10条 (略) 2 建築主は、前項の規定により標識の撤去をしたときは、第4号様式により速やかに区長に届け出な</p>	<p>(標識の撤去) 第10条 (略) 2 建築主は、前項の規定により標識の撤去をしたときは、<b>別記</b>第4号様式により速やかに区長に届け出</p>

<p>ればならない。</p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第11条 <u>条例第8条第1項前段に規定する説明会等による説明は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>(1) 中高層建築物のうち、延べ面積が3,000平方メートルを超え、又は高さが31メートルを超えるもの 説明会による説明</u></p> <p><u>(2) 前号に規定する中高層建築物以外の中高層建築物 説明会又は戸別訪問による説明</u></p> <p>2 <u>建築主は、条例第8条第1項から第3項までに規定する説明会を開催しようとするときは、対象となる近隣関係住民及び学校等関係者に対し、開催日の5日前までに日時及び場所を掲示及びビラの配布等の方法により周知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>条例第8条第1項から第3項までに規定する建築に係る計画の内容について説明すべき事項は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p><u>(6) 学校等の教育環境に配慮する事項(特定中高層建築物の建築に係る説明を行う場合に限る。)</u></p> <p><u>(7) その他区長が必要と認める事項</u></p> <p>4 <u>建築主は、説明会等において、次の各号に掲げる資料を配布して説明しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 計画概要、配置図、平面図、立面図及び日影図</u></p> <p><u>(2) 前項第6号の内容を確認することができる図面及び資料(特定中高層建築物の建築に係る説明を行う場合に限る。)</u></p> <p><u>(3) その他区長が必要と認める資料</u></p> <p><u>(戸別訪問による説明の方法等)</u></p> <p>第11条の2 <u>条例第8条第1項、第3項及び第5項に規定にする戸別訪問による説明は、対象となる近隣関係住民の居所等を訪問し、直接説明するものとする。</u></p> <p>2 <u>日時を変えて3回以上戸別訪問を行っても不在の場合かつ前条第4項各号に掲げる資料(以下「説</u></p>	<p>なければならない。</p> <p>(説明会等の開催)</p> <p>第11条 (新設)</p> <p>建築主は、<u>条例第8条第1項又は第2項</u>に規定する説明会を開催しようとするときは、<u>開催の申出のあった近隣関係住民</u>に対し、開催日の5日前までに日時及び場所を掲示及びビラの配布等の方法により周知しなければならない。</p> <p>2 <u>条例第8条第1項又は第2項</u>に規定する建築に係る計画の内容について説明すべき事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--

<p><u>明資料」という。)を差し置いた場合は、<u>条例第8条第1項に規定する戸別訪問による説明を行ったものとみなす。</u></u></p> <p><u>3 条例第8条第1項、第3項及び第5項に規定にする戸別訪問による説明は、<u>条例第2条第7号及び第8号に規定する土地又は建築物に関して権利を有する者が台東区外に居住している場合は、説明資料を郵送することをもってこれに代えることができる。</u></u></p> <p><u>4 次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>条例第8条第5項に規定する戸別訪問による説明を行ったものとみなす。</u></u></p> <p><u>(1) 説明会の開催後、日時を変えて2回以上戸別訪問を行っても不在の場合かつ説明資料を差し置いた場合</u></p> <p><u>(2) 説明会の開催前に戸別訪問を1回行い、説明会の開催後、1回以上戸別訪問を行っても不在の場合かつ説明資料を差し置いた場合</u></p> <p><u>(3) 説明会の開催前に日時を変えて2回以上戸別訪問を行っても不在の場合かつ説明資料を差し置いた場合</u></p> <p><u>(4) 前項の規定により説明資料を郵送した場合</u></p> <p>(説明会等の報告)</p> <p>第12条 建築主は、<u>条例第8条第6項に規定する報告をしようとするときは、<u>第5号様式に説明資料を添付して</u>区長に提出しなければならない。</u></p> <p>(話し合い等)</p> <p><u>第12条の2 条例第8条の2第1項に規定する申出は、<u>書面又は口頭によるものとする。</u></u></p> <p><u>2 区長は、<u>条例第8条の2第2項に規定する報告を求めようとするときは、<u>第6号様式により建築主又は設計者等に通知するものとする。</u></u></u></p> <p><u>3 建築主又は設計者等は、<u>前項の規定による通知を受けたときは、<u>第6号の2様式により区長に報告しなければならない。</u></u></u></p> <p>(紛争調整の申出)</p>	<p>(説明会等の報告)</p> <p>第12条 建築主は、<u>条例第8条第5項に規定する報告をしようとするときは、<u>別記第6号様式を</u>区長に提出しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(紛争調整の申出)</p>
--	--

第13条 建築主又は近隣関係住民は、条例第9条第1項又は第2項の規定により紛争の調整の申出をしようとするときは、第7号様式により区長に申し出なければならない。

(あっせんの開始)

第14条 区長は、条例第9条第1項又は第2項の規定によりあっせんを行うことを決定したときは、第8号様式により当事者に通知するものとする。

(あっせんの打ち切り)

第20条 区長は、条例第10条の規定によりあっせんで打ち切ったときは、第9号様式により当事者に通知するものとする。

(調停移行の勧告等)

第21条 区長は、条例第11条第1項の規定により調停への移行を勧告しようとするときは、第10号様式により当事者に通知するものとする。

2 当事者は、前項に規定する勧告を受諾したときは、7日以内に第11号様式により区長に届け出なければならない。

(調停の開始)

第22条 区長は、条例第11条第2項又は第3項の規定により調停を行うことを決定したときは、第12号様式により当事者に通知するものとする。

(調停案の受諾勧告)

第24条 区長は、条例第11条第4項に規定する調停案の受諾を勧告しようとするときは、第13号様式により当事者に通知するものとする。

2 当事者は、前項に規定する勧告を受諾したときは、第14号様式により区長に届け出なければならない。

(調停の打ち切り)

第25条 区長は、条例第12条第1項の規定により調停を打ち切ったとき又は同条第2項の規定によ

第13条 建築主又は近隣関係住民は、条例第9条第1項又は第2項の規定により紛争の調整の申出をしようとするときは、**別記**第7号様式により区長に申し出なければならない。

(あっせんの開始)

第14条 区長は、条例第9条第1項又は第2項の規定によりあっせんを行うことを決定したときは、**別記**第8号様式により当事者に通知するものとする。

(あっせんの打ち切り)

第20条 区長は、条例第10条の規定によりあっせんで打ち切ったときは、**別記**第9号様式により当事者に通知するものとする。

(調停移行の勧告等)

第21条 区長は、条例第11条第1項の規定により調停への移行を勧告しようとするときは、**別記**第10号様式により当事者に通知するものとする。

2 当事者は、前項に規定する勧告を受諾したときは、7日以内に**別記**第11号様式により区長に届け出なければならない。

(調停の開始)

第22条 区長は、条例第11条第2項又は第3項の規定により調停を行うことを決定したときは、**別記**第12号様式により当事者に通知するものとする。

(調停案の受諾勧告)

第24条 区長は、条例第11条第4項に規定する調停案の受諾を勧告しようとするときは、**別記**第13号様式により当事者に通知するものとする。

2 当事者は、前項に規定する勧告を受諾したときは、**別記**第14号様式により区長に届け出なければならない。

(調停の打ち切り)

第25条 区長は、条例第12条第1項の規定により調停を打ち切ったとき又は同条第2項の規定によ

<p>り調停が打ち切られたときは、第15号様式により当事者に通知するものとする。</p> <p>(出頭の求め)</p> <p>第26条 区長は、条例第14条の規定により当事者の出頭を求め、その意見を聴こうとするときは、第16号様式により当事者に通知するものとする。</p> <p>(関係図書の提出の求め)</p> <p>第27条 区長は、条例第15条の規定により関係図書の提出を求めようとするときは、第17号様式により当事者に通知するものとする。</p> <p>(工事着手の延期等)</p> <p>第28条 区長は、条例第16条の規定により工事の着手の延期又は工事の停止を要請しようとするときは、第18号様式により建築主に通知するものとする。</p> <p>(公表)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 条例第17条第2項の規定による通知は、第19号様式により行うものとする。</p> <p>(司法優先の原則)</p> <p>第30条 あっせん又は調停の開始後に、同一案件について、紛争当事者のいずれかが訴訟、仮処分若しくは民事調停を裁判所に申し立てたとき又は<u>建築審査会</u>等の公的機関に審査請求等を行ったときは、あっせん又は調停を打ち切るものとする。</p> <p>第2号様式 (別添のとおり)</p> <p>第5号様式 (別添のとおり)</p> <p>第6号様式 (別添のとおり)</p> <p>第6号の2様式 (別添のとおり)</p>	<p>り調停が打ち切られたときは、<u>別記</u>第15号様式により当事者に通知するものとする。</p> <p>(出頭の求め)</p> <p>第26条 区長は、条例第14条の規定により当事者の出頭を求め、その意見を聴こうとするときは、<u>別記</u>第16号様式により当事者に通知するものとする。</p> <p>(関係図書の提出の求め)</p> <p>第27条 区長は、条例第15条の規定により関係図書の提出を求めようとするときは、<u>別記</u>第17号様式により当事者に通知するものとする。</p> <p>(工事着手の延期等)</p> <p>第28条 区長は、条例第16条の規定により工事の着手の延期又は工事の停止を要請しようとするときは、<u>別記</u>第18号様式により建築主に通知するものとする。</p> <p>(公表)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 条例第17条第2項の規定による通知は、<u>別記</u>第19号様式により行うものとする。</p> <p>(司法優先の原則)</p> <p>第30条 あっせん又は調停の開始後に、同一案件について、紛争当事者のいずれかが訴訟、仮処分若しくは民事調停を裁判所に申し立てたとき又は<u>建築紛争審査会</u>等の公的機関に審査請求等を行ったときは、あっせん又は調停を打ち切るものとする。</p> <p>第2号様式 (別添のとおり)</p> <p>第5号様式 (削除)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---

付 則  
(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都台東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第5条第4項、第11条、第11条の2及び第12条の2の規定は、施行日以後に東京都台東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成12年3月台東区条例第19号）第6条第1項の規定により標識を設置する中高層建築物の建築について適用し、施行日前に標識を設置した中高層建築物の建築については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に東京都台東区建築計画の早期周知に関する指導要綱（平成25年12月27日付25台都住第589号）第7条第1項の規定によりお知らせ標識を設置した中高層建築物の建築については、新規則第5条第4項の規定は適用しない。

4 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。